

藤沢市個人情報保護審査会答申第23号

2014年12月4日
(平成26年)

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護審査会
会 長 篠崎 百合子

生活保護ケース記録に係る管理情報開示一部承諾決定に対する異議申立て
について(答申)

2013年(平成25年)12月4日付け(諮問第23号)で諮問された「異議申立人の2013年(平成25年)2月20日から2013年(平成25年)10月30日までの生活保護ケース記録(申請書,調査記録を含む)」に係る管理情報開示一部承諾決定処分に対する異議申立てについて,次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

藤沢市長(以下「実施機関」という。)が,「自分に関する保護申請時以降のケース記録(申請書,調査記録含む)」の管理情報開示請求に対して,2013年(平成25年)11月13日付けでした管理情報一部承諾決定処分について,異議申立ての対象となった部分については,「ケース記録票」の2頁目に記載されている住宅費代理納付先である「金融機関」,「預金種別」,「口座番号」の部分を除き,開示することが妥当である。

第2 本件諮問までの経過

- 1 異議申立人は,2013年(平成25年)10月30日付けで,実施機関に対し,藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第20条により,「自分に関する保護申請時以降のケース記録(申請書,調査記録含む)」(以下「本件文書」という。)について,管理情報開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。
- 2 実施機関は,本件開示請求に対し,同年11月13日付けで,異議申立人に対し,一部承諾決定処分(以下「本件処分」という。)を行った。
- 3 異議申立人は,実施機関に対し,同年11月25日付けで,本件処分において非開示とされた部分のうち,「援助方針・経過票」,「新規ケース記録票」中の「訪問類型」,「社会環境」,「将来の見通し」及び「要処理事項」の各欄,「ケース

記録票」、「被保護世帯票」中の「訪問格付」欄及び「担当民生委員」欄について、開示を求める異議申立てを行った（なお、以下「援助方針・経過票」、「新規ケース記録票」、「ケース記録票」、「被保護世帯票」をあわせて「本件対象文書」という。）。

- 4 実施機関は、同年12月4日付けで、藤沢市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対し、条例第44条の規定により本件異議申立てについて諮問した。

第3 異議申立人の主張要旨

- 1 本件全部または部分開示となったケース記録には「福祉事務所が評価・判断した、援助のための課題や今後の指導方針に関する記載」や「本人の援助方針に基づき評価した訪問格付けの記載」、「福祉事務所が総合的見地に立って、評価・判断した内容の記載」、「福祉事務所が判断した援助方針に関する記載」並びに「世帯の援助方針に基づき、最低生活保障と自立に向けた支援を行うための詳細な活動記録であって、ケースワーカーの行動内容、世帯に対する評価、判断、所見等の記載」があるものと推認されるものである。
- 2 しかし、そもそも生活保護のケース記録は、保護決定の根拠と適用のプロセスを客観的に記録するものであり、同時に被保護者の生活実態を継続的に把握し記録することによって、被保護者の置かれている状況に応じた保護の要否や程度、さらには、処遇方針や個別援助活動の適否などを検証するための資料として作成されるものであるから、その記載内容は、被保護者の生活実態等に関する客観的具体的事実が中心となると考えられるもので、仮に「福祉事務所が評価・判断した援助のための課題や今後の指導方針に関する記載」等があっても、客観的具体的事実を前提として、担当者の専門的な知見に基づく印象や評価等が記載されるものであると考えられるのであるから、かような印象や評価等が的確な表現で記載されている部分が開示されたからといって、特別の事情がない限り、直ちに「適正な援助・指導等に支障をきたすおそれ」がある等とは通常考えがたく、本件においても、特段の事情を窺わせるような証拠は何ら存在しない。
- 3 また、印象や評価等の中に、担当ケースワーカーの主観的・感覚的な印象や評価が記載されることがあったとしても、そもそも生活保護のケース記録が上記のような趣旨で作成されるものである以上、何らかの客観的な事実に基づかない主観的・感覚的な印象や評価の記載によって「適正な援助・指導等」の適正な保護業務の遂行のために必要であるかどうかは多大なる疑問があり、そのような担当ケースワーカーの主観的・感覚的な印象や評価が十分に記載されなくなったとしても、生活保護のケース記録が形骸化し、「今後の適正な援助・指導等に支障をきたすおそれがある」ものとは考え難い。
- 4 「民生委員の氏名や連絡先等」については開示したとしても、「開示請求者以外

の個人の権利利益を害するおそれ」があるとは言い難く、本条例第23条第1号及び同条第3号に定める非開示事由には該当しない。

- 5 開示請求をした理由は、藤沢市で生活保護が開始されてから、担当者の交代があり、新担当者から異議申立人への口頭での説明により、旧担当者から新担当者に事実と異なる事柄が引継ぎされていたことが判明したためである。異議申立人は新担当者に、口頭で真実（客観的事実）を伝えたが、ケース記録にも正確な事実が記録されているかどうか疑いがあり、異議申立人には、正確な事実が記録されているかどうかの確認等をする権利とその必要性がある。
- 6 仮に、請求者たる被保護者の生活の安定や自立に向けたケースワーカーによる助言・指導の内容と、請求者たる被保護者の主観的認識と一致しないことがあるとして、将来、そのような担当ケースワーカーの主観的・客観的な印象や評価と請求者たる被保護者の主観的認識との不一致部分が、十分に記載されなくなったとしても、そのことによって、生活保護ケースワーク記録が形骸化し、生活保護に係る事務に具体的な支障を生じさせるおそれがあるとも考えられない。
- 7 生活保護業務の適正な執行に支障をきたすとする処分庁の理由では「でっち上げ等を記載している可能性や客観的事実と異なる記載がある可能性等があっても」、とするが、これは請求者本人にすらも開示できないとする理由ともなり、また、請求者本人に当該記録を訂正する機会をも奪うものであり、正当な理由とは言えない。
- 8 客観的具体的事実と請求者たる異議申立人の主観的認識との不一致があるなら、その不一致部分を請求者たる異議申立人に対して開示し、客観的具体的事実と異議申立人の主観的認識との不一致部分を記録上も一致させていくべきであり、そのことは生活保護業務の適正な執行に支障をきたすどころか、生活保護業務の適正な執行に資するものであると解すべきである。
- 9 したがって、処分庁による管理情報開示・訂正等一部承諾決定は違法であり、開示しないとした処分は取消し、全部開示すべきである。

第4 実施機関の主張要旨

- 1 ケース記録のうち、「援助方針・経過票」は、福祉事務所がアセスメントした請求者の生活を支援するうえでの課題や支援の方針を記載したもので、「ケース記録票」は、ケースワーカーが家庭訪問や所内面談等を通じて客観的に把握した請求者の生活状況や健康状況等、さらには、請求者の生活の安定や自立に向けたケースワーカーによる助言・指導等の内容を記録したもので、これらの内容はいずれも請求者の主観的認識と必ずしも一致しない場合があることや、請求者に対し継続的に行われる福祉事務所としての支援・指導等の基礎となる情報であり、開示することにより今後の支援・指導等ケースワーク業務の適正かつ円滑な実施が困難となるおそれがあるため、条例第23条第3号に該当し非開示としたものである。

- 2 次に、「新規ケース記録票」のうち「訪問類型」、「社会環境」、「将来の見通し」、「要処理事項」については、それぞれ福祉事務所が調査結果をもとに判断した請求者の生活を支援するために必要となる情報を記載したもので、これらの内容は請求者の主観的認識と必ずしも一致しない場合があること、また、請求者に対し継続的に行われる福祉事務所としての支援・指導等の基礎となる情報であり、開示することにより今後の支援・指導等ケースワーク業務の適正かつ円滑な実施が困難となるおそれがあるため、条例第23条第3号に該当することから一部非開示としたものである。
- 3 被保護世帯票は、生活保護を適用する世帯の基礎となる書類で、このうち援助方針に基づき評価した「訪問格付」については、開示することにより今後の適正な援助・指導等に支障をきたすおそれがあるため条例第23条第3号に該当することから非開示とし、また、「担当民生委員の氏名及び連絡先」については、請求者以外の個人情報であり、当該民生委員による支援等の必要があると判断された場合に必要に応じて情報提供をしているため、条例第23条第1号に該当し、非開示としたものである。

第5 審査会の判断

1 本件文書の内容と実施機関の非開示決定について

- (1) 本件文書は、藤沢市の生活保護事務において、実施機関が生活保護申請を受理した、申請者またはその世帯毎に必要な書類を整えて作成されたケース記録票等である。
- (2) 本件対象文書のうち「援助方針・経過票」には、生活保護開始時の「問題点」及び「援助方針」並びに「ケース格付」が記載されているとともに、「取消年月日」欄、「樹立年月日」欄等の部分については記載がないが、いずれも非開示とされた。

本件対象文書のうち「新規ケース記録票」には、本人の「訪問類型」、「社会環境」、「将来の見通し」、「要処理事項」他が記録され、右項目がいずれも非開示とされた。
- (3) また、本件対象文書のうち「被保護世帯票」には「開始年月日」、「費用区分」、「担当民生委員」、「世帯主氏名」、「世帯類型」、「労働力類型」、「訪問格付」、「単併区分」、「現住所」、「支払い方法」等が記載されているが、「訪問格付」及び「担当民生委員」欄が非開示とされた。
- (4) さらに本件対象文書のうち「ケース記録票」には、地区担当ケースワーカーが、異議申立人から聴き取りした相談等の内容、認定した保護費、支給方法の変更、援助方針等が記載されているが、全面的に非開示とされた。

2 条例第23条第1号及び第3号の該当性について

- (1) 条例第23条3号では「開示請求者の指導、診断、評価、選考等に関する情報であって当該開示請求者に知らせないことが正当と認められるもの」は例外的に

非開示情報と定められている。その趣旨は特定の個人を対象とする事務の適正な執行を確保するため、記録された情報のうち通常本人が知り得ない評価、判定等に関する情報を開示しないことができる旨定めたものである。従って、評価、判定等に関わらない客観的な事実に関する情報や、既に異議申立人に知らされている情報及び異議申立人から聴取された情報は、本号の非開示情報に該当しないから、開示すべきである。

なお、第三者情報が含まれているときには、条例第23条第1号により非開示となる。

そこで、本件文書について、同条第1号及び第3号の該当性を個別に検討する。

- (2) 本件対象文書のうち「援助方針・経過票」に記載されている「問題点」「援助方針」についてはいずれも評価や指導に関する情報であるが、その内容を見るといずれも既に異議申立人が知っていたり、開示しても何らの不都合を見いだせない内容であるから開示する。

末尾の「ケース格付」は、訪問頻度を意味し、評価を含む情報であるから、一見同条第3号に該当するかのようと思われる。しかし、生活保護申請したすべての者は、まず、「A」と格付けされるとのことであるから、評価の要素はなく、非開示にする理由はないため開示する。

また、取消年月日欄、樹立年月日欄等の項目自体は開示しても何らの事務の支障を来さないから開示する。

- (3) 本件対象文書のうち「新規ケース記録票」に記載されている「訪問類型」は、本項(2)における「ケース格付け」と同様であり、前述のとおり開示する。「社会環境」「将来の見通し」「要処理事項」には、評価や指導に関する情報が記載されているが、いずれも既に異議申立人が知っていたり、開示しても何らの不都合を見い出せない内容であるから開示する。

- (4) 本件対象文書の「ケース記録票」については、2頁目の「住宅費代理納付開始」欄のうち、「金融機関」「預金種別」「口座番号」は家主という第三者の情報であるから、条例第23条第1号に該当し非開示とする。そのほかは異議申立人から聴取した情報や、既に異議申立人に対して通知した情報であったり、援助方針といっても当審査会が見分したところ、開示しても何らの事務に支障を来さないことは明らかといえる内容であり、であり、開示する。

- (5) 本件対象文書「被保護世帯票」については

担当民生委員の氏名及び電話番号が第三者情報に該当するかどうか問題になる。

民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱される特別職の公務員であり、市は住民から照会があった際に、当該住民の居住地区の担当民生委員の氏名及び電話番号については当該照会に応じており、また、民生委員自身も氏名

及び電話番号について市が住民からの照会に応じることを予め承知しているとのことである。

したがって、本件異議申立ての対象である民生委員の氏名及び連絡先電話番号を開示しても、当該民生委員の正当な権利利益を害するおそれがあるとは認められず、条例第23号第1号には該当しないので開示する。

「訪問格付」は、本項(2)と同様に開示する。

3 結 論

よって、実施機関が本件文書について管理情報一部非開示決定した処分は、本件異議申立の対象となった「ケース記録票」2頁目の「住宅費代理納付開始」欄のうち、「金融機関」、「預金種別」、「口座番号」の内容を除いて、残りすべてを開示すべきであると判断する。

以 上

審査会の処理経過

審査会 審議	処 理 内 容
2013.12.4	諮問
2013.12.25	藤沢市長から審査会へ一部承諾決定に係る管理情報及び非開示等理由説明書の提出
2014.1.29	異議申立人から審査会へ意見書の提出
2014.5.21	審査会 実施機関及び異議申立人からの意見聴取 審議
2014.7.10	審査会 審議
2014.8.25	審査会 審議
2014.10.6	審査会 審議
2014.12.4	答申

第14期藤沢市個人情報保護審査会委員名簿

(任期：2014年4月1日～2016年3月31日)

氏 名	役 職 名 等
小 澤 弘 子	弁護士
小 林 純二郎	医師
篠 崎 百合子	弁護士
田 中 則 仁	神奈川大学経営学部教授
吉 田 眞 次	公認会計士

会長 職務代理者